

## 随意契約理由書

発注案件名	有楽町総合労働相談コーナー (東京交通会館 3 階) 建物賃貸借契約	要求部署名	総務部
発注 (契約) 内 容	東京交通会館 (3 階) 事務室賃貸借契約		
発注 (契約) 案 件 の 要 求 理 由	有楽町総合労働相談コーナーの事務室として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥10,142,064	契約年月日	平成28年4月1日
契約業者名 及び住所	株式会社東京交通会館 (東京都千代田区有楽町二丁目10番1号)		
随意契約 の理由	東京交通会館の賃貸借契約にあたり、株式会社東京交通会館が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥10,142,064	
	参考見積書のとおり		
見積書徴取状況	1 社 (業者指定)		
その他 特記事項			